

つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 つくば市電力の調達に係る環境配慮契約方針（以下「本方針」という。）は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、つくば市（以下「本市」という。）が電力を調達するに際し、環境に配慮した契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針における、「電力の調達に係る環境配慮契約」とは、本市が行う電力調達において、第7条に定める入札参加資格要件を満たすことを入札参加資格要件の一つとして競争入札により契約者を選定する契約のことをいう。

(再生可能エネルギー電気の定義)

第3条 本方針における再生可能エネルギー電気とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項で規定される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気のことをいう。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。

(対象)

第4条 本方針は、本市の全ての高圧受電施設及び特別高圧受電施設における電力を調達する際に適用する。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合を除く。

2 施設主管課長は、所管施設について新設若しくは管理状況に変更が生じたことにより新たに電力調達契約を行う必要が生じ、かつ、当該契約を他施設の電力調達契約に含めることが望ましいと認められる場合は、他所管施設の電力調達契約更新までの期間について、随意契約できる。

(評価項目)

第5条 本方針における評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 供給する電力の二酸化炭素基礎排出係数
- (2) 供給する電力の二酸化炭素調整後排出係数
- (3) 供給量に占める再生可能エネルギー電気の割合
(評価項目の数値)

第6条 前条に定める評価項目の数値は次のものとする。

- (1) 二酸化炭素基礎排出係数
地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている最新の二酸化炭素基礎排出係数
- (2) 二酸化炭素調整後排出係数
地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている最新の二酸化炭素調整後排出係数
- (3) 供給量に占める再生可能エネルギー電気の割合
以下の算定式によるものとする。
なお、他小売電気事業者への販売分は含まない。

(算定式)

供給量に占める再生可能エネルギー電気の割合 (%) = (ア+イ) ÷ ウ × 100

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の量 (送電端 (kWh))

イ 他社より購入した再生可能エネルギー電気の量 (送電端 (kWh))

ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

ウ 供給電力量 (需要端 (kWh))

(入札参加資格要件)

第7条 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、第5条に定める評価項目について、別表「つくば市電力の調達に係る環境配慮評価基準 (以下「評価基準」という。)」に示す配点により算定した評価点の合計が135点以上の小売電気事業者が入札参加資格を有する。

なお、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

2 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していないものは、開示予定時期を明示することにより、適切に開示したものとみなす。ただし、開

示予定時期は、小売電力事業への参入日から1年以内に限る。

(入札参加資格の審査)

第8条 落札候補者は、本市が行う電力調達契約の落札候補者決定後、評価基準により自身の評価点を算定し、その評価点及び前条に定める二酸化炭素排出係数及び電源構成の情報の開示状況を電力調達契約評価項目等報告書(様式第1号)に記載し、入札参加資格審査として市長の指定する方法により、市長へ提出するものとする。

2 市長は、入札参加資格の審査において、小売電気事業者から提出された電力調達契約評価項目等報告書(様式第1号)の内容から、入札参加資格の有無を審査するものとする。

3 生活環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された電力調達契約評価項目等報告書(様式第1号)の内容を確認する。

(契約内容の確認)

第9条 生活環境部環境政策課長は、電力調達契約の締結前に、契約内容について確認する。

(方針改定)

第10条 市長は、小売電気事業者の電源構成及び二酸化炭素排出係数の変化を考慮し、評価基準の見直しを行う。見直しを行う際は、小売電気事業者における公正な競争の確保に留意するものとする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達契約を締結した課等の長は、その契約の結果について、電力調達契約結果通知書(様式第2号)で、生活環境部環境政策課長に通知する。

(実施結果の公表)

第12条 市長は、環境配慮契約の実施結果を年度ごとに公表する。

附 則

本方針は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

本方針は、令和4年2月1日から施行する。

別表 つくば市電力の調達に係る環境配慮評価基準（第7条関係）

項目	配点	
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数（ <u>基礎</u> 排出係数） （単位 kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.425 未満	90
	0.425 以上 0.450 未満	85
	0.450 以上 0.475 未満	80
	0.475 以上 0.500 未満	75
	0.500 以上 0.525 未満	70
	0.525 以上 0.550 未満	65
	0.550 以上 0.575 未満	60
	0.575 以上	0
(2) 1kWh 当たりの二酸化炭素 調整後排出係数（ <u>調整後</u> 排出 係数） （単位 kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上	0
(3) 供給量に占める再生可能 エネルギー電気の割合 （単位 %）	5.00 %以上	20
	3.00 %以上 5.00 %未満	15
	1.50 %以上 3.00 %未満	10
	0 %超 1.50 %未満	5
	活用していない	0